**読書ノート　その29**

平成31年4月21日 小林

1. **竜嵜喜助「裁判と義理人情」（筑摩書房、1988年6年）**

* 東大文卒後、司法書士、弁護士、東大法学修士、新潟大教授（民訴法）、他
* 第二章「裁判と義理人情」P.52～87のみ、以下に要旨を記します。なお、本書の多くの部分は法セミ・判タ・ジュリに掲載された論文。
* **ロッキード事件東京地裁判決1982.1.26**では、国会で偽証したANA若狭社長に、会社に対する義理を重んじて偽証したとして、執行猶予が付いた。「・・・・・偽証の点に関しては、その主たる動機が全日空の名誉と信用を守ろうとすることにあったと認められること・・・・に徴し、特に刑の執行を猶予することとした。」
* この判決は批判が多い。なぜなら、若狭は会社の恩義に報いその信頼に応えて、国会で偽証したのであろうが、国民の信頼を裏切ったこと＝国民を欺こうとしたことの重大さが欠落している。つまり、会社のためを思ってやった不正行為なら情状酌量されてしまう。不正行為の正当化につながる。
* この会社への義理を大切にする考え方は、身内（ウチ）の信頼は大切にするが、外（ソト）の集団に対しては嘘をついてもかまわないという考えに通じる。ソトの信頼に対する関心の希薄化（中根千枝）。
* なお、本書発行の四年後**1992年9月、最高裁判決**で懲役三年・執行猶予五年が確定している。
* それでは、なぜこれほどまでに義理への思いが強いのか。「縁」という考え方が背景にあるのではないか。たとえば、入社試験に合格してある会社に入った場合、「縁あって」この会社に入ったと考えたりするのではないか。また、男女の結婚も、「縁あって」結ばれたと言われる。「同期の桜」とか「同じ釜の飯を食った仲」と言ってちょっとしたことで「縁」を感じてしまう。見知らぬ人でも「袖すり合うも他生の縁」と言って「縁」を感じてしまう。
* 日本人はこの「縁」or「縁起」or「因縁」にもとづく人間関係を大切にする。そのような関係の集団は、身内と呼ばれ、身内同士では信頼関係が重視される。この信頼関係の背後には、甘えの心理（土居建郎）やタテ社会の階層構造（中根千枝）があるのであろう。
* 「縁」によって人間関係が作られるという考え方は、仏教的な色彩を帯びているため、日本人の心にすんなり入ってくる。
* **義理人情の重要性について三点。**

(1)義理の原初的形態は、受けた好意に対する返礼。この感情は普遍的なものであり、社会生活を送るうえで重要。ただし、返礼を強要すると「恩着せがましい」と顰蹙をかう。しかし、一般人は返礼を期待し、返礼しない人に悪い評価をするのではないだろうか。

(2)義理的思考が自然な感情なのは、互酬的（対価関係的）だから。受けっぱなしの状態は落ち着かない。英語でもGive and Takeと言う。これが自然なバランス感覚であろう。米国でも、日本との貿易摩擦問題において終戦後の援助物資の贈与を忘れたのかという声があった。また、ある人主催のパーティーに招待された人は、その返礼として自分がパーティーをやったときにはその主催者を招待するのが礼儀と言われている。信頼関係においても、信頼された人は信頼をもって答えなければいけないのは当然。

(3)返礼しないだけならまだしも、背信的行為をした場合には、法的に何らかの制裁があるべき。たとえば、人から信頼されて預かった金銭をその信頼を裏切って横領すると横領罪、事務処理を任された人が信頼を裏切って自己や他人の利益を図れば背任罪、など。義理と人情が衝突する場合、法律は人情を優先させることがある。たとえば、ある人が不利になるような証言をその配偶者・親族がしなければならない場合、不利な証言を拒否できる。民法の権利濫用禁止の考え方も義理的な思考が背景にあるのではないか。善管注意義務も信頼を裏切ってはならないという義理的な考え方と言える。

* **義理人情の危険性について。**

(1)義理的な返礼や信頼への応答は重要だが、それが法律違反になる場合があることを留意せよ。若狭社長は会社への義理立てで偽証したため、国民を裏切ることになったが、裁判所が義理立ての方を重視するのは筋違い。これでは民主主義が成り立たない。

(2)政府が義理的な返礼や信頼への応答を言い出したら、それは要注意である。政府が、愛国精神や親孝行しろとか、兄弟仲良くや夫に貞節であれなどと言うのは、国民に犠牲を強いる手段に利用される恐れあり。国民に死を強要する危険もはらんでいる。義理人情は大切だが、そこがこわい。

* **演歌の世界と法について。**演歌は義理人情の世界。この演歌的感性を法との対比で考えてみたい。

(1)演歌は権利行使寸前の心情をモチーフとしているが、権利行使には無関心。演歌は現状を嘆き、恨み、すねるが、それを改善し、損なわれた自己の権利実現には寡黙である。お金・損害賠償より「貴方の心が欲しい」などと言う。

(2)演歌の世界は情緒的、法は合理的・論理的。ああすればこうなると分かっていたが、「どうにもできなかった私が悪い」と言うのが非合理的な演歌の世界、法の世界では、分かっていてそうしたのであればおまえに責任があると言う。

(3)演歌は証拠の有無など度外視する。証拠を求められると、証拠を問題にする「あなたの気持ちが悲しい」と答える。だから電話を録音したら「ヤナ女」と批判するのが演歌の感性。借用証書を求めないのも同じ。裁判では「貸したとの原告の供述は容易に信用し難い」と蹴られてしまう。でも未練がましく不平をこぼすのも演歌。演歌の感性は証拠よりも愛情や信頼などの目に見えないものを重視する。

(4)法は他者結着主義、相手が悪いかどうかの結着を付ける。演歌は自己結着主義、ジレンマの中で迷い、死にたい、「死ねと言って欲しかった」などと絶叫し、死をもって自己結着を付ける。相手方に迷惑をかけないで心の中だけで呻吟する。自己抑制的。だから献身的で没個性的な可愛い女がヒロインになる。

(5)演歌は陰の世界、法は陽の世界。「着てはもらえぬセーターを編ん」だり、「たとえ日陰の花でもいいの、あなたとだったらなんでも耐える」、と言う。だからわれわれは控え目な人、謙虚な人に惹かれる。論文でも、自信満々の論文には反発を感じるのではないだろうか。

1. **源了円「義理－一語の辞典」（三省堂、1996年9月）**

* 日本女子大・ICU・東北大教授。日本思想史。著書に「義理と人情」（中公新書）、「型と日本文化」、「蓮如－浄土仏教の思想」、その他あり。
* **戦後の義理研究の発端は「菊と刀」**。これが刺激になった。ベネディクトは日本社会の階層制hierarchyに注目し、これは上下関係と平等関係の階層があり、上下関係の階層秩序は義務であり、平等関係の秩序は義理であるとした。義理には、「世間に対する義理」と「名に対する義理」があると言う。前者は主君に対する義務や遠い親戚に対する義務であり、後者は汚名をそそぐ義務である。この見解は、日本人学者の言う意地・面目としての義理や他者への配慮としての義理に相当するものであって、彼女が日本語を解さなかったことを考慮すれば、その見解の卓越性を認めざるを得ない。
* **有賀喜左衛門の義理・人情観について**。関係論文として1949年「日本社会の階層構造」、1955年「公と私－義理と人情」、1950年「ベネディクトにおける「義理」の見解について」がある。有賀はベネディクトが日本社会の階層制を指摘し、階層制が日本人のメンタリティの根源にあるとしたことを高く評価する。有賀は階層制が義理という生活・社会規範を生み、この義理は公事・おおやけでありごと、人情は私事・わたくしごとであると言う。この生活・社会規範は近代的企業、近代的国家組織の中にも具現されている。
* **川島武宜の説について。**1951年「義理」（思想327号）という論文は、協同体的な関係の中で義理をとらえている。協同体的な関係とは、人的で情緒的な結合関係で身分階層社会的な性質その他を持っている。このような協同体的な関係があるところでは義理的な関係が生じる。
* **中根千枝の説について**。1968年「義理人情の普遍性と特殊性」（Energy Vol.5 No.2）その他によれば、義理は以下の場合に発生する。(1)婚姻、物品、金銭、何らかの便宜等々が個人から個人に与えられたことを契機に後天的に発生した人間関係が成立していること、(2)当該与えること・受けることが当然の義務・権利ではないこと、(3)受けたモノが受領者にとって非常に価値あるモノである場合。
* 中根説は義理発生のしくみを一般化した。たとえば、親が子どもの学費や下宿代を負担しても、義理の関係が生じないのは、当然の義務・権利だから。インドのようにカースト制で貧富の差が大きい場合、上位カーストの富裕者が下位カーストの貧者に金銭・物品をめぐんでもカースト社会では当該貧者はそれを当然のこととして受けるので義理を感じない。欧米でも好意には好意をもって返礼するのが習慣になっている。
* このように欧米にも義理の関係はあると思うが、返礼することについて社会的拘束感はそれほど強くないが、これは「感謝の気持ちはもっと広い社会的規模で果たすような社会的ルールが歴史的に形成されているのではないだろうか。」。また、中国では、返礼することについて欧米より強い社会的拘束感があると思うが、返礼の相手は特定の個人やその家族でなくてもよく、当該個人が属す「宗族」であってもよいようである。
* **上記以外の研究**

(1)源了円「日本的義理はこうして発生した」（月刊エコノミスト掲載論文、1973年7月）

(2)安田三郎「義理について－日本社会論ノート」（「現代社会学」第一巻1号、2号、1974年）

(3)正村俊之「秘密と恥」（1995年）

(4)石田一良「浮世と愛と死」（「日本における生と死の思想」収録論文、1977年）

(5)日本文学における義理人情に関する論文は多数あり。近松門左衛門・井原西鶴の関係など。現代作家では「長谷川伸論」等。

* **武士の義理について**。井原西鶴は「意地としての義理」を切り口に武士の義理を描いた。意地としての義理の中に武士の典型・武士の美学を見たのであろう。なお、意地としての義理は、言葉としては、「武士の一分」の中に吸収されていき、「義理」はあまり使われなくなった。
* 西鶴が追求した武士の義理は、「自恃の精神に生きる武士の心の中に内面化された一個の武士としてのあるべきありよう、という自己規範をいう。」。「自恃」とは、自分の才能・能力を誇りに思うこと。自負の念。
* この義理の観念は、信義を重んじるとか、卑怯な振る舞いはしない、嘘は付かない、約束は守る、力ある者にへつらわない、武士としての名を重んじるなどの普遍的な徳目から由来し、自分の命を賭して自己の内面的規範を守り貫き通そうとするところに特色がある。すなわち、名誉を傷つけられたとき、「武士の一分が立たない」と恥じ、名誉を守る・回復するため意地を張り・意地を通す。
* 「大晦日はあわぬ算用」（1685年・貞享二年）の中の浪人・原田内助は生活に困っていたが、妻の兄から十両の援助を得たので、日ごろ世話になっていた浪人仲間を家に呼んで酒をふるまった。ふと気が付くとその十両のうち一両が見あたらない。浪人仲間は帯をほどいて潔白を証明するが、その内の一人は「もともと一両持っていた」と一両を見せる。しかし、潔白を証明するためと言って切腹しようとする。仲間は押し止めようとするが、そのとき仲間の一人は「ここに一両あった」と行燈の影から一両を投げてよこした。皆ホッとしたが、妻も重箱の蓋に張り付いていたと一両を持ってきた。合計十一両。原田内助は余った一両を庭の手水鉢に置き、浪人仲間を一人ずつ帰したところ、その一両はなくなっていた。
* 三つの義理あり。(1)潔白を証明するため切腹しようとした行為は意地としての義理であり、(2) 行燈の影から一両を投げてよこした行為も武士としてのあるべき行為であり、これも武士としての義理の発露である、(3) 余った一両を庭の手水鉢に置いたのも武士としての義理の発露である。

以上